

オフロード車の 排出ガス規制が始まります。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(通称:オフロード法)による
オフロード車(特定特殊自動車)の使用規制が始まります。

規制の開始後は、基準適合表示(あるいは少数特例表示)が付された
特定特殊自動車の使用が義務づけられます。

(注:規制の適用日より前に製作されたオフロード車は規制の対象外です)



[排出ガス基準適合車マーク]



[少数特例基準適合車マーク]

規制の対象になる自動車:公道を走行しない特殊自動車



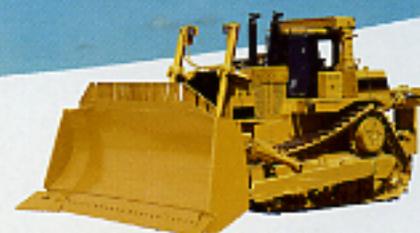
バックホウ



コンバイン



フォークリフト



ブルドーザ

代表的な特定特殊自動車の例

その他、特定特殊自動車に該当する自動車の例

ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータースイバ、ダンバ、ホイールハンマ、ホイールブレイカ、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、田植機、連続式バケット掘削機、くい打ち機及びくい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジャンボ等

環境省・経済産業省・国土交通省

【規制の適用日】

●ガソリン・LPGを燃料とする特定特殊自動車

定格出力が19kW以上560kW未満のもの

平成19年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)

●軽油を燃料とする特定特殊自動車

定格出力が19kW以上37kW未満のもの

平成19年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)

定格出力が37kW以上56kW未満のもの

平成20年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成21年9月1日)

定格出力が56kW以上75kW未満のもの

平成20年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成22年9月1日)

定格出力が75kW以上130kW未満のもの

平成19年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)

定格出力が130kW以上560kW未満のもの

平成18年10月1日(継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)

※継続生産車：規制の適用日前に製作した特定特殊自動車と同一の型式の特定特殊自動車

Q & A

Q1 これまで使っていた特殊自動車が使えなくなってしまうのか。

A1 上記の規制適用日以後に製作された新車に対する規制であり、現在使われている特殊自動車が使用できなくなるものではありません。

Q2 海外から輸入した特殊自動車も基準適合表示が付いていない場合は使用できないのか。

A2 そのとおりです。ただし、個人で個別に海外から購入する場合には、個別に検査し、排出ガス性能を確認する制度を設けております。

Q3 この法律は使用する燃料も規制するものなのか。

A3 本法律においては、使用する特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表すると規定しております。これは、特殊自動車製作者が推奨する燃料以外の燃料を使用した場合、エンジンが劣化し、排出ガス性能が悪化する恐れがあるためです。そういったことを十分認識し、適正な燃料の使用をお願いします。

Q4 金融・税制上の優遇措置はあるのか。

A4 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・日本政策投資銀行による低利融資制度を設けるとともに、規制適用前に基準適合表示が付いた特定特殊自動車を取得された方に対しては、固定資産税の優遇制度が認められています。詳細は各金融機関、市町村にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：環境省 水・大気環境局自動車環境対策課オフロード法 担当

電話番号：(代)03-3581-3351(内線6525)

http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html